

申 入 書

平成18年10月30日

株式会社エムロード 御中

NPO法人京都消費者契約ネットワーク
理事長 長 尾 治 助
(立命館大学名誉教授・弁護士)

【連絡先】

〒604-0847

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地
ヒロセビル5F

電 話 075-211-5920

FAX 075-251-1003

担当 理事・事務局長 長野浩三 (弁護士)

当NPO法人は、消費者契約問題に関する調査、研究、救済及び支援事業等を通じて消費者の権利擁護を目的とする消費者、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成しているNPO法人です。

当NPO法人は、貴社が使用している契約書等の契約条項について検討しましたので、その検討結果を基に、貴社に対し、下記のとおり申し入れします。

つきましては、本申し入れに対する貴社の対応について本書到達後2週間以内に文書で回答ください。なお、回答の有無及び回答内容は公表することがあることを申し添えます。

第1 申し入れの趣旨

- 1 貴社が使用している株式会社エムロードメンバーズクラブ規約6条3項の違約金条項及び同規約8条の「いかなる理由があってもこれを返還しない。」とする不返還条項の使用中止を求める。
- 2 同規約7条及び重要事項の説明において、クーリングオフ及び中途解約においてプロフィール誌制作費を消費者の負担としていることを中止するとともに、特定商取引法が法定する記載事項を記載した書面を消費者に交付するよう求める。

第2 申し入れの理由

1 消費者契約法により無効な条項

貴社の使用する上記規約6条3項には、成婚料の支払を故意に遅滞した場合や成婚を隠した場合には規定の成婚料の倍額を違約金として支払う旨、退会後に貴社の紹介による相手方との交際が発覚した場合には3倍額の違約金を支払う旨の規定がある。しかし、成婚料が21万円と高額に設定されていることから違約金は2倍であれば42万円、3倍であれば63万円もの高額に達する。そもそも21万円の成婚料が相当かどうかの問題はあるが、これを前提にしても、これらの違約金の額は、貴社が被る損害に比べて明らかに高額に過ぎる。消費者契約法9条1号は、解約時の違約金の額の定めにつき「平均的損害」を超える部分を無効としているが、これと比べても明らかに高額にすぎるといふべきである。このような不当に高額な違約金条項は、信義誠実の原則に反し消費者の利益を一方的に害するものとして消費者契約法10条で無効である。

また、同規約8条には費用の返還について、「いかなる理由があってもこれを返還しない。」とする不返還条項がある。この条項は明らかに特定商取引法に反するとともに、消費者契約法9条1号、10条により無効である。

2 特定商取引法上問題のある条項

貴社が消費者との間の契約締結時に交付した書面には下記の問題点がある。

- (1) まず、法42条2項5号、法48条1項、政令34条1項表2号が定める、クーリングオフによる解除があった場合には、役務提供事業者は、当該契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求できず、既に当該特定継続的役務提供契約に基づき役務が提供されたときにおいても、当該特定継続的役務提供契約に係る役務の対価その他の金銭の支払いを請求することができないことの記載をなすべきであるのに、これに明らかに反する、プロフィール紙製作費5万2500円の契約者負担条項が記載されているものがある。
- (2) また、中途解約に関する法42条2項6号、法49条1項、政令34条1項表3号は、中途解約があった場合には、役務提供事業者は、提供された役務の対価及び当該解除によって通常生ずる損害の額又は契約の締結および履行の為に通常要する費用の額にこれらに対する遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払いを請求することができないこと、ならびに提供された役務の対価の清算方法を記載しなければならないと定めている。しかし、貴社は、重要事項の説明という書面の中の中途解約の項で、クーリングオフ期間経過後、役務提供開始前の項目でプロフィール紙製作費5万2500円を契約者の負担にしていたものがあり、この条項は明らかに法42条2項6号違反である。
- (3) 貴社が過去に消費者に対し契約時に交付した書面には法42条2項1号、政

令 33 条 1 項の定める役務を提供する時間数、回数その他の数量の総計の記載がないものがある。

- (4) また、法 42 条 2 項 3 号の定める金銭の支払い時期の記載もないものがある。
 - (5) また、クーリングオフに関する、法 42 条 2 項 5 号、法 48 条 1 項、政令 34 条 1 項表 2 号に定められた、クーリングオフが不実告知による誤認又は威迫による困惑によって行使されなかった場合には、法 48 条 1 項書面を受領して 8 日を経過するまでクーリングオフできること、クーリングオフによる解除は当該書面の解除に係る書面を発した時にその効力を生ずること、クーリングオフがあった場合において、当該特定継続的役務提供契約に関連して金銭を受領しているときは、役務提供事業者は速やかに、その全額を返還することの記載もないものがある。
 - (6) また、法 42 条 2 項 7 号、政令 33 条 2 項 2 号によれば、契約書面には契約締結を担当した者の氏名の記載が必要であるが、お試しコース契約時に受領した契約書には担当者の名前の記載がないものがある。
- 3 以上のとおり、貴社が使用している規約及び書面には消費者契約法上無効なもの及び特定商取引法上問題のあるものがあるので申し入れの趣旨記載のと通りの改善を求める。